# ＜明石市職員分限・懲戒等審査会委員募集要項＞

明石市職員分限・懲戒等審査会は、職員が分限や懲戒にあたる行為を行った場合に、公正かつ透明性の高い懲戒処分を行うため、処分内容等を審査し、市長に結果報告を行います。

本審査会において、幅広い意見を反映するために、市民の方から委員を募集します。

| | |
|---|---|
| 審議会名 | 明石市職員分限・懲戒等審査会 |
| 募集人数 | ２人(委員は８人以内) |
| 応募資格 | 次のすべての要件を満たす方とします。<br>⑴　満１８歳以上(令和７年４月１日現在)の方<br>⑵　市内に在住している方<br>⑶　国、地方公共団体の議員又は常勤の公務員でない方<br>⑷　市が設置する他の審議会等について、５つ以上の委員を兼ねていない方 |
| 任期 | 委嘱の日（予定：令和７年８月中旬）から２年間 |
| 募集期間 | 令和７年６月１６日（月）から令和７年７月１５日（火）まで |
| 応募方法 | ⑴　提出書類<br>応募用紙(市ホームページからダウンロードできます。)<br>所定の様式に必要事項を記載してください。<br>⑵　提出期限　令和７年７月１５日（火）必着<br>⑶　提出方法（①または②）<br>①データ送付<br>・作成した応募用紙をＰＤＦ化のうえ、職員室職員担当までメールで送付してください。<br>・メールの題名に「審査会委員応募書類の送付」と記載してください。<br>②郵送<br>・作成した応募用紙を郵送してください。<br>・封筒の表に「審査会委員応募書類在中」と朱書きしてください。<br>・提出書類は返却いたしかねますので、ご了承願います。<br>【提出先】：明石市総務局職員室職員担当<br>メール：jinji@city.akashi.lg.jp<br>住　所：〒673-8686　明石市中崎１丁目５番１号 |
| 選考基準 | ⑴　他の委員と円滑なコミュニケーションが図れるかどうか。<br>⑵　守秘義務を遵守し、審査案件にかかる情報を家族等にも秘匿できるかどうか。<br>⑶　審査案件にかかる資料を読解し、偏りのない意見を述べられるかどうか。<br>※　関係法令にかかる専門知識の有無は問いません。 |
| 選考方法 | ⑴　応募用紙による書類審査及び面接の結果を総合的に判断した上で選考します。<br>※書類審査で一定基準を満たした方のみ面接を実施します。<br>⑵　選考結果は、応募いただいた方全員にお知らせします。 |
| 委員の役割 | 市が選任した弁護士、学識経験者等の委員とともに、職員にかかる懲戒等の事案について、公正に審査し、懲戒処分内容等を審議していただきます。 |
| 委員報酬 | 会議（概ね２時間程度）に出席していただいた都度、市の規定により委員報酬（9,800円・交通費込み）をお支払いします。 |
| その他 | ⑴　会議の開催回数は、審査対象事案の発生状況により増減しますが、概ね年間３回程度を予定しています。<br>⑵　委員の氏名は、公表されますが、審査会は、非公開で行われます。 |
| 担当課 | 明石市総務局職員室職員担当　℡：078-918-5006　　Fax：078-918-5145 |